

平成28年6月15日

株 主 各 位

群馬県前橋市古市町118番地
株 式 会 社 ヤ マ ト
代表取締役社長執行役員 町 田 豊

第71回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年6月15日開催の当社第71回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
- 第71期（平成27年3月21日から平成28年3月20日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第71期（平成27年3月21日から平成28年3月20日まで）計算書類報告の件
本件は、上記につき、各内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき10円と決定いたしました。

第2号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり、横堀元久、高井研一の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第3号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本件は、第71回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任されました監査役星野一文氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準により算出された金額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、監査役の協議に一任することに承認可決されました。

第4号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

(変更内容は、下記「定款新旧対照表」をご参照ください。)

旧 定 款	新 定 款
<p>第1条～第14条 (条文省略) (招集権者)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めのあるほかは、取締役会の決議にもとづいて<u>取締役社長</u>がこれを招集する。ただし<u>取締役社長</u>に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(議長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。ただし<u>取締役社長</u>に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第17条～第25条 (条文省略) (取締役会)</p> <p>第26条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 取締役会は、<u>取締役社長</u>が招集し、その通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし緊急のときは、これを短縮することができる。 3. 取締役会の議長は、<u>取締役社長</u>がこれに当たる。 4. 前2項の規定につき<u>取締役社長</u>に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 5. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 <p>第27条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第14条 (現行通り) (招集権者)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めのあるほかは、取締役会の決議にもとづいて<u>代表取締役</u>がこれを招集する。ただし<u>代表取締役</u>に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>(議長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は、<u>代表取締役</u>がこれに当たる。ただし<u>代表取締役</u>に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</p> <p>第17条～第25条 (現行通り) (取締役会)</p> <p>第26条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務執行を決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2. 取締役会は、<u>代表取締役</u>が招集し、その通知は各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし緊急のときは、これを短縮することができる。 3. 取締役会の議長は、<u>代表取締役</u>がこれに当たる。 4. 前2項の規定につき<u>代表取締役</u>に支障があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。 5. 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。 <p>第27条～第45条 (現行通り)</p>

以 上

本總會終了後開催されました取締役会において、役員体制が決定し、それぞれ就任いたしました。

当社の平成28年6月15日現在の役員体制は、次のとおりであります。

代表取締役会長	(生産システム開発担当)	新井孝雄	(昇任)
代表取締役社長執行役員	(事業本部長、業務執行最高責任者)	町田豊	(昇任)
取締役専務執行役員	(埼玉支店業務執行責任者)	岡部幸夫	
取締役専務執行役員	(企画営業本部長兼首都圏営業部・環境事業部・高崎支店・東北支店業務執行責任者)	吉井誠	
取締役専務執行役員	(管理本部本部長)	藤原昌幸	
取締役常務執行役員	(営業推進本部長兼冷熱部・事業開発部・コンタクトセンター業務執行責任者)	長谷川真人	
取締役執行役員	(東京支店支店長)	辻信彦	
取締役執行役員	(横浜支店支店長)	北村誠	
取締役執行役員	(温浴事業部部長)	齋藤利明	
取締役執行役員	(冷熱部部長)	片沼聡	
取締役		荒木徹	
取締役		石田哲博	
常勤監査役		横堀元久	(重任)
監査役		石田修	
監査役		高井研一	(新任)
常務執行役員	(事業開発部開発担当)	西村貞生	
執行役員	(千葉支店支店長)	竹越純	
執行役員	(購買本部部長)	小黒威男	
執行役員	(埼玉支店支店長)	宮喜久男	
執行役員	(高崎支店支店長)	細田知宏	
執行役員	(環境事業部部長)	石井清隆	
執行役員	(企画推進部部長)	鳥居博恭	
執行役員	(技術本部部長)	木村哲夫	
執行役員	(栃木支店支店長)	武藤勝彦	

取締役荒木徹、石田哲博の両氏は、社外取締役です。

監査役石田修、高井研一の両氏は、社外監査役です。

期末配当金のお支払いについて

本總會の決議に基づき、第71期期末配当金（1株につき10円）を同封の「配当金領収証」によりお支払いいたしますので、最寄りのゆうちょ銀行全国本支店および出張所ならびに郵便局（銀行代理業者）において、払渡期間内（平成28年6月16日から平成28年7月15日まで）にお受取りください。

なお、口座振込みをご指定の株主各位に対しましては、「第71期期末配当金計算書」および「期末配当金のお振込先について」をご送付申しあげましたので、ご確認ください。